

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者から委託を受け、木造住宅耐震診断事業による耐震診断を行おうとする建築士事務所（以下「木造住宅耐震診断事務所」という。）の登録について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 耐震診断とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、地震に対する安全性を評価することをいい、耐震改修計画に係る改修耐震診断（耐震改修終了時点における対象住宅の耐震性に関する診断をいう。）を含む。
- (2) 耐震診断技術者とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下、「建築士」という。）で、愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講修了書の交付を受けた者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断事業とは、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の所有者が行う耐震診断について、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、市町が国の補助を受けて補助を行う事業をいう。
- (4) 建築士事務所とは、建築士法第23条の3第1項の規定により愛媛県知事の登録を受けた建築士事務所をいう。

（講習会・耐震診断技術者）

第3条 知事は、建築士を対象に、愛媛県における木造住宅耐震診断の普及のため、木造住宅耐震診断講習会を開催するものとする。

- 2 講習会の受講申込は、愛媛県木造住宅耐震診断講習会受講申込書（様式第1号）を知事に1部提出するものとする。
- 3 知事は、講習会を受講し、修了した建築士に愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証（様式第2号、以下「耐震診断修了証」という。）を交付する。
- 4 耐震診断技術者は、耐震診断修了証の記載事項に変更が生じた場合は、愛媛県木造住宅耐震診断技術者登録事項変更申請書（様式第3号）により知事に申請することができる。
- 5 知事は、前項の規定による申請があった場合は、耐震診断修了証の記載事項を変更のうえ、再交付を行うものとする。

- 6 耐震診断技術者は、耐震診断修了証を紛失し、汚損し、又は破損し、再交付を受けようとする場合は、愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証再交付申請書（様式第3号の2）により知事に申請することができる。
- 7 知事は、前項の規定による届出があった場合は、耐震診断修了証の再交付を行うものとする。

（技術力向上のための講習会）

第3条の2 知事は、耐震診断技術者の技術力向上のため、次の各号に定める講習会を開催するものとする。ただし、第一号にあっては、耐震診断技術者以外の建築士の受講を、第二号にあっては、耐震診断技術者以外の建築士及び建設業に従事する者の受講を拒まない。

- 一 木造住宅耐震改修設計講習会
- 二 木造住宅耐震改修工事講習会

- 2 講習会の受講申込は、前項第一号の講習会にあっては、愛媛県木造住宅耐震改修設計講習会受講申込書（様式第1号の2）を、同項第二号の講習会にあっては、愛媛県木造住宅耐震改修工事講習会受講申込書（様式第1号の3）を知事に1部提出するものとする。
- 3 知事は、第1項第一号の講習会を受講し、修了した者に愛媛県木造住宅耐震改修設計講習修了証（様式第2号の2）を、同項第二号の講習会を受講し、修了した者に愛媛県木造住宅耐震改修工事講習修了証（様式第2号の3）を交付する。

（木造住宅耐震診断事務所の登録）

- 第4条 建築士事務所の開設者は、所属建築士のうち1名以上、耐震診断修了証を有する者がいる場合は、木造住宅耐震診断事務所の登録を受けることができる。
- 2 木造住宅耐震診断事務所の登録申請は、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録申請書（様式第4号）を知事に対し1部提出するものとする。
 - 3 知事は、審査の結果適当と認められる場合は、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿（様式第5号、以下「登録名簿」という。）に登載し、当該申請者に愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録通知書（様式第6号、以下「登録通知書」という。）により通知しなければならない。
 - 4 知事は、前項の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿の写しを地方局及び市町に送付するものとする。
 - 5 第3項の規定による通知を受けた者（以下「木造住宅耐震診断事務所の開設者」という。）は、登録通知書に記載された事項のうち、耐震診断技術者を追加変更する場合または耐震診断技術者の受講履歴を変更する場合は、速やかに愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録事項変更届（様式第7号）により知事に届け出なければならない。

6 木造住宅耐震診断事務所の開設者は、建築士事務所を廃業した場合または第1項に掲げる要件を満たさなくなった場合は、木造住宅耐震診断事務所廃止届（様式第8号）により知事に届け出なければならない。

（木造住宅耐震診断事務所の耐震診断）

第5条 木造住宅耐震診断事務所の開設者は、木造住宅耐震診断事業による耐震診断を耐震診断技術者に行わせなければならない。

（木造住宅耐震診断事務所の任務）

第6条 木造住宅耐震診断事務所の開設者は、木造住宅耐震診断事業による耐震診断を実施した場合は、その結果を事業主体である市町に報告するものとする。

（木造耐震診断事務所の開設者及び耐震診断技術者の責務）

第7条 木造住宅耐震診断事務所は、木造住宅耐震診断事務所の名称を使って、耐震診断業務以外の業務を行ってはならない。

2 木造住宅耐震診断事務所の開設者及び耐震診断技術者は、耐震診断を行う際に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。

3 耐震診断技術者は、耐震診断技術者であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し、業務全般を履行するものとする。

4 耐震診断技術者は、耐震診断を行う際には、常に「修了証」を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

5 耐震診断技術者は、木造住宅耐震診断事業に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

（登録名簿の変更）

第8条 知事は、第4条第5項または第6項の規定に基づく届出があった場合は、同条第3項の規定に基づく登録名簿を変更するものとする。

2 知事は、木造住宅耐震診断事務所の開設者が建築士事務所の登録事項を変更した場合（第4条第5項または第6項に規定する場合を除く。）は、第4条第3項の規定に基づく登録名簿を変更することができる。

（木造住宅耐震診断事務所登録の取消し）

第9条 知事は、木造住宅耐震診断事務所の開設者が次のいずれかに該当したことを確知した場合は、第4条第3項の規定に基づく登録を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項の条件に該当しなくなったものの、第4条第6項の規定に基づく届出がなく、その要請にも従わないとき。

(2) 耐震診断を受託した後、業務の不履行、または実施期間の著しい遅延、もしくは現地調査や相談業務等における不都合等を生じさせたとき。

(3) その他、第5条から第7条に規定する事項に反し、知事が不適當と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震診断事務所に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月26日から施行する。

2 附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

2 改正前の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第3項の規定により交付されている有効期限が平成21年3月31日までとしている修了証については、旧要綱の規定にかかわらず、修了証の有効期限を平成28年3月31日までと読み替える。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

2 改正前の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第4項の規定により交付されている有効期限が平成28年3月31日までとしている修了証については、旧要綱の規定にかかわらず、修了証の有効期限を令和3年3月31日までと読み替える。

3 平成20年4月14日施行の附則第2項に規定する「平成28年3月31日」は「令和3年3月31日」までと読み替える。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

2 改正前の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第4項の規定により交付されている有効期限が令和3年3月31日までとしている修了証については、旧要綱の規定にかかわらず、修了証の有効期限を令和8年3月31日までと読み替える。

3 平成27年3月30日施行の附則第2項及び第3項に規定する「令和3年3月31日」は「令和8年3月31日」までと読み替える。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

2 改正前の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第4項の規定により交付されている有効期限が令和8年3月31日までとしている修了証については、旧要綱の規定にかかわらず、修了証の有効期限を無期限と読み替える。

3 令和2年9月3日施行の附則第2項及び第3項に規定する「令和8年3月31日」は無期限と読み替える。

様式第 1 号

愛媛県木造住宅耐震診断講習会受講申込書			
愛媛県知事 様		令和 年 月 日	
申 込 者		住 所	
		フリガナ	
		氏 名	
		電話番号 () -	
愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき申し込みます。 この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。			
生 年 月 日		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日	
受 講 履 歴		過去の愛媛県木造住宅耐震診断講習会の受講	
		☐ 有 ☐ 無	
		登録年月日・番号	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日 第 号
建 築 士 免 許		建 築 士 種 別	☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造
		登録年月日・番号	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日 大臣登録・知事登録 第 号
所 属 建 築 士 事 務 所	名 称		
	登録年月日・番号	☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日 第 号	
	開 設 者 氏 名		
	所 在 地	〒 -	
	電 話 ・ F A X 番 号	TEL () - FAX () -	
※ 受 付		受講年月日	令和 年 月 日
		受 講 番 号	第 号

(注意)

1. 添付書類等
- ・ 建築士免許証の写し

・ 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（1 枚は、右欄にのり付けし、さらに、もう 1 枚（修了証貼付用）を提出してください。また、写真裏面には必ず氏名を記してください。）

・ 建築士事務所に勤務の場合は、登録事務所に限り、事務所名を受講修了証に記載しますので、建築士事務所登録通知書の写しを添付してください。
2. 該当する□欄にレを付け空欄等には必要事項を記入すること。
3. ※欄は記入しないでください。

（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。）

様式第1号の2

愛媛県木造住宅耐震改修設計講習会受講申込書										
愛媛県知事 様					令和 年 月 日					
申込者 住所 フリガナ 氏名 電話番号 () -										
愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第3条の2第2項の規定に基づき申し込みます。 この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。										
生 年 月 日			☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日							
建 築 士 免 許			建 築 士 種 別		☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造					
			登録年月日・番号		☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日 大臣登録・知事登録 第 号					
勤 務 先	名 称									
	勤務先種別		☐ 建築士事務所 ☐ その他 ()							
	所 在 地		〒 -							
電話・FAX 番号		TEL () -								
		FAX () -								
耐震診断技術者 (該当する方は必ず 記載してください。)			登録番号 (診断講習修了証番 号)		第 号		耐震診断事務所 登録番号		第 号	
			愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿への当該講習会の受講履歴の追記 (公表)を行います。希望しない場合は、 ☐ 無にチェックを入れてください。 (耐震診断事務所登録をしていない場合は、公表できません。)							
※ 受 付			受講年月日		令和 年 月 日					
			受 講 番 号		第 号					

(注意)

1. 添付書類等
- ・ 建築士免許証の写し

・ 耐震診断技術者（耐震診断講習会を受講・修了している方）の場合は、上記に加えて、耐震診断講習会受講修了証の表・裏面の写し
2. 該当する□欄にレを付け空欄等には必要事項を記入すること。
3. ※欄は記入しないでください。

(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

様式第 1 号の 3

愛媛県木造住宅耐震改修工事講習会受講申込書				
令和 年 月 日				
愛媛県知事 様				
申 込 者				
住 所				
フリガナ				
氏 名				
電話番号 () -				
愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき申し込みます。 この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。				
生 年 月 日		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日		
勤 務 先	名 称	勤務先種別	☐ 建築士事務所 ☐ 建設業者 ☐ その他 ()	
		(複数チェック可)		
	所 在 地	〒 -		
		電話・FAX 番号	TEL () - FAX () -	
建 築 士 免 許 (建築士の方は必ず記載してください。)		建 築 士 種 別	☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造	
		登録年月日・番号	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日 大臣登録・知事登録 第 号	
耐震診断技術者 (該当する方は必ず記載してください。)		登録番号 (診断講習修了証番号)	第 号	耐震診断事務所 登録番号
		愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿への当該講習会の受講履歴の追記 (公表)を行います。希望しない場合は、 ☐ 無にチェックを入れてください。 (耐震診断事務所登録をしていない場合は、公表できません。)		
※ 受 付		受講年月日	令和 年 月 日	
		受 講 番 号	第 号	

(注意)

1. 添付書類等
- ・ 建築士の方は、建築士免許証の写し

・ 耐震診断技術者（耐震診断講習会を受講・修了している方）は、上記に加えて、耐震診断講習会受講修了証の表・裏面の写し
- ※建築士以外の方は添付書類不要ですが、建設業に従事している方を講習会の受講対象者としています。
2. 該当する□欄にレを付け空欄等には必要事項を記入すること。
3. ※欄は記入しないでください。

(用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。)

様式第 2 号

(表面)

(縦 60mmx 横 80mm)

愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証

(写真貼付欄)

縦 3.0cm

横 2.4cm

氏 名

生年月日

所属建築士事務所名

登録番号 第 号

登録年月日 令和 年 月 日

愛媛県知事

印

(注) 木造住宅の耐震診断以外の業務に、
この修了証を使用してはならない。

(裏面)

本証は、木造住宅の耐震診断の適正な執行
を図ることを目的に、愛媛県木造住宅耐震診
断事務所登録要綱に基づき交付したものであ
る。

(注意事項) 事務所名等に変更が生じた場合は、
届け出てください。

(愛媛県木造住宅耐震診断講習会 受講履歴)

H . . . 第 号 受講

R . . . 第 号 受講

登録番号： 改計 第 号

愛媛県木造住宅耐震改修設計講習修了証

氏 名

あなたは、愛媛県木造住宅耐震改修設計
講習会において、所定の課程を修了したこ
とを証します。

令和 年 月 日

愛媛県知事

印

登録番号： 改工 第 号

愛媛県木造住宅耐震改修工事講習修了証

氏 名

あなたは、愛媛県木造住宅耐震改修工事
講習会において、所定の課程を修了したこ
とを証します。

令和 年 月 日

愛媛県知事

印

愛媛県木造住宅耐震診断技術者登録事項変更申請書

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更が生じたので、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 3 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者住所
氏 名
(連絡先 :)

記

1 変更

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後
ふ り が な 氏 名		
所属建築士事務所名		

2 変更年月日

平成・令和 年 月 日

3 変更の理由

※添付書類等

- ・ 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦 3.0cm×横 2.4cm） 1 枚
- ・ 愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証（原本）

（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。）

愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証再交付申請書

私は、このたび修了証を紛失、汚損、または破損しましたので、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 3 条第 6 項の規定に基づき下記のとおり再交付を申請します。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者住所
氏 名
(連絡先 :)

記

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	
所属建築士事務所名	
診断技術者登録番号	
登 録 年 月 日	
本 人 住 所	
電 話 番 号	
汚損又は亡失した年月日	
紛失、汚損または破損の理由（具体的に詳しく記入のこと）	

注意・失った修了証を発見した場合は、すみやかに修了証を知事に返納してください。

(用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。)

様式第 4 号

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申 請 者

住 所

フリガナ

開設者

フリガナ

代表者

印

電話番号 () -

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき申請します。
この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。

建築士事務所	名 称						
	種 別	☐ 一級建築士事務所 ☐ 二級建築士事務所 ☐ 木造建築士事務所					
	登録年月日・番号	☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日 第 号					
	所 在 地	〒 -					
	開 設 者 氏 名						
	電 話 ・ FAX 番 号	TEL () - FAX () -					
耐震診断技術者	氏 名	登録番号	住 所		電話番号		
		(診断講習修了証番号)					
		第 号					
		受講履歴	改修設計講習	改計第 号	改修工事講習	改工第 号	
		第 号			() -		
		受講履歴	改修設計講習	改計第 号	改修工事講習	改工第 号	
受 付	審査年月日	令和 年 月 日					
	番 号	第 号					
	通知年月日	令和 年 月 日					

- (注意) 1. 添付書類等
- ・ 建築士事務所登録通知書の写し
 - ・ 耐震診断講習会受講修了証の表・裏面の写し
 - ・ 耐震改修設計（又は改修工事）講習会を受講している場合は、修了証の写し
2. 該当するものに○を付け空欄等には必要事項を記入すること。
3. 申請者の押印を省略する場合は以下を記入すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。）

様式第 5 号

愛 媛 県 木 造 住 宅 耐 震 診 断 事 務 所 登 録 名 簿

登録 番号	建築士 事務所名	所 在 地	開設者名	所属耐震診断技術者		その他の講習会受講歴	
				氏 名	修了証番号	耐震改修設計	耐震改修工事
						受講証番号	受講証番号
777	〇〇設計事務所	松山市〇〇	愛媛 太郎	建築 太郎	第 100 号	改計第 号	改工第 号

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録通知書

令和 年 月 日

様

愛媛県知事

印

次の建築士事務所は、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第4条第3項の規定に基づき登録したので通知します。

[illegible]

様式第 7 号

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録事項変更届

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申 請 者
住 所
フリガナ
開設者
フリガナ
代表者
電話番号 () -
診断事務所登録番号 第 号

次のとおり、登録事項に変更がありましたので、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 4 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。
この変更届の記載事項は、事実と相違ありません。

項 目	変 更 前		変 更 後	
耐震診断技術者	氏 名	登録番号	氏 名	登録番号
		第 号		第 号
		改計第 号		改計第 号
		改工第 号		改工第 号
		第 号		第 号
		改計第 号		改計第 号
		改工第 号		改工第 号
		第 号		第 号
		改計第 号		改計第 号
		改工第 号		改工第 号
		第 号		第 号
		改計第 号		改計第 号
		改工第 号		改工第 号
受 付	備 考			

(注意) 添付書類等

- ・耐震診断技術者を追加する場合：新たに加わる耐震診断技術者の耐震診断講習会受講修了証又は変更登録後の耐震診断講習会受講修了証の表・裏面の写し。
- ・耐震診断技術者の受講履歴を変更する場合：
新たに加わる耐震改修設計（又は改修工事）講習会修了証の表・裏面の写し。

(用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。)

愛媛県木造住宅耐震診断事務所廃止届

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申 請 者
住 所
フリガナ
開設者
フリガナ
代表者
電話番号 () -
診断事務所登録番号 第 号

次のとおり、廃止したいので、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 4 条第 6 項の規定に基づき届け出ます。
この廃止届の記載事項は、事実と相違ありません。

廃止の理由	☐ 建築士事務所廃業 ☐ 全ての耐震診断技術者が退職 ☐ その他（詳細を記入のこと）
受 付	備 考

（注意）

1. 添付書類等
- ・ 木造住宅耐震診断事務所認定通知書（原本）